

令和2年10月26日

第28回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 28 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和 2 年 1 0 月 2 6 日(月) 午後 3 時 0 0 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・~~除外~~・~~編入~~）申出の意見決定について

議案第 4 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第 6 号 農地利用変更届について

議案第 7 号 農用地あっせん申出について

議案第 8 号 荒廃農地に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八 郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
29 番 濱 田 卓 郎	30 番 藏 藺 堅 志	31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

1 1 番 奥 村 祐 樹

1 欠席委員

2 3 番 小 村 亮 太

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

参事

主幹兼農地総務係長

農地総務係主査

主幹兼振興係長

振興係主査

臨時的任用職員

西 村 里 志

嶺 元 和 仁

堀之内 秀一郎

野 元 暢 治

山 中 修

向 吉 真 一

中 林 美沙樹

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後 3 時 0 0 分
事務局	全員，ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は，定足数に達しておりますので，これより第 2 8 回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「7 番委員」と「8 番委員」を指名いたします。 早速，議題に入ります。 報告第 1 号農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知についてを，議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第 1 号農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の 1 ページをお開きください。 (番号 1 を議案書どおり読み上げ説明) 以下については，お目通しください。 なお，4 ページの 1 3 番，1 4 番については合意解約後，5，0 6 0 m²のうち 7 0 0 m²は議案第 1 号 1 2 9 番で隣接地の耕作者に賃貸借，残りの 4，3 6 0 m²は 2 7 2 番，2 7 3 番で現在の耕作者が農地中間管理事業で再度借り直すよう申請されています。
議長	ただいま，事務局の説明のとおりであります。 次に，議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち，所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の 5 ページをお開きください。 今月の議案第 1 号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の意見決定についての所有権移転分は，5 件でございます。 (番号 1 を議案書どおり読み上げ説明) 以下については，お目通しください。 今月の所有権移転分につきましては，すべて経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の要件を満たしていると思われます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま，事務局の説明のとおりであります。

	それでは、議案第 1 号のうち、所有権移転分についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第 1 号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第 1 号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。
	今月の議案第 1 号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の 7 ページから 81 ページまでの 273 件で、うち新規が 267 件、再設定が 6 件となっています。 また、農地中間管理機構に貸し付ける 5 件と農地中間管理機構から借り受ける 6 件は重複しています。 それでは、議案書の 7 ページをお開きください。 (番号 1 を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 なお、81 ページの総合計は 475 筆、570,010㎡、農地中間管理事業の重複分を除くと、467 筆、557,669㎡となっています。 今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第 1 号の利用権設定分の 1 番について、ご審議願います。 これにつきましては、会議規則第 25 条の規定に基づき、議長を降り退席いたしますので、2 番委員に議長をお願いいたします。 (2 番委員に議長を交代、1 番委員の退席確認)
議長 (2 番委員)	1 番委員に代わりまして、しばらくの間議長を務めさせていただきます。

	それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。
委員 議長 (2番委員)	議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長 (2番委員)	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 利用権設定分1番の審議が終了しましたので、1番委員と議長を交代いたします。
議長	(1番委員の復席確認) 次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から10ページ13番についてご審議願います。 これにつきましても、会議規則第25条の規定に基づき、9番委員の退席を求めます。
委員 議長	(9番委員の退席確認) ご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。
委員 議長	議案第1号のうち、利用権設定分2番から13番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から13番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	(9番委員の復席確認) 次に、利用権設定分の14番から18ページ48番について、ご審議願います。 これにつきましても、会議規則第25条の規定に基づき、19番委員の退席を求めます。
委員 議長	(19番委員の退席確認) ご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。
	議案第1号のうち、利用権設定分の14番から48番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の14番から48番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

（19番委員の復席確認）

次に、利用権設定分の49番と50番についてご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、31番委員の退席を求めます。

（31番委員の退席確認）

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の49番と50番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の49番と50番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、利用権設定分の51番をご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定に基づき、3番委員の退席を求めます。

（3番委員の退席確認）

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の51番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の51番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

（3番委員と31番委員の復席確認）

次に、利用権設定分の52番と53番についてご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、33番委員の退席を求めます。

（33番委員の退席確認）

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長	議案第1号のうち、利用権設定分の52番と53番は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、利用権設定分の52番と53番は、原案のとおり承認することに決定いたします。
	(33番委員の復席確認)
	次に、議案第1号のうち、利用権設定分の54番から22ページの63番までにつきましては、新規就農者1名に関する案件であり、地区担当委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。
6番委員	番号54番から番号63番につきまして、10月2日に、私と25番委員で調査を行いましたので、ご報告します。
	申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
	申請人は、30aを超える借入地を取得することから新規就農者となりました。
	以前は会社員として仕事をしていたのですが、退職をきっかけに就農しました。
	今後の計画では、5月から10月はオクラを25a、11月から5月はキャベツを152a栽培する予定です。目標年間販売高は約700万円を目指しています。
	農機具等は自己の所有するものを使用し、栽培技術・農機具等の操作についてもすでに農業を4、5年経験しているため問題はありません。
	作業に従事するのは、基本的に妻と二人とのことです。
	なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	ただいま担当委員からの報告のとおりでございます。
	それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の54番から63番についてご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分54番から63番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、利用権設定分の54番から63番につい

	ては、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、利用権設定分の６４番から８１ページ２７３番までは、一括審議いたします。 ご質疑、ご意見はございませんか。
８番委員	１３５番，１３６番，１８５番について、賃借料が特に安いと思いますが、何か理由があるのでしょうか。
事務局	ご質問の３件とも貸人から借人に耕作をしてほしいとの依頼のため、このような金額の設定になっているとのことです。
８番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第１号のうち、利用権設定分の６４番から２７３番までは、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第１号のうち、利用権設定分の６４番から２７３番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。 これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	１０月８日の転用調査時に、私と、１４番，３７番委員と、事務局３名の計６名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。 申請に基づき、１番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおります。 １番は売買による申請でございます。 申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われます。 以上の案件に係る、農地法第３条第２項の各号の判断につきましては、別添の農地法第３条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。 最後に、農地法第３条調書、位置図、字図につきましても、資料の２ページから４ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

委員
議長

委員
議長

事務局

議長

す。

それでは、議案第2号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更）申出の意見決定についてを議題といたします。

これにつきましては、本日出席の農業委員と地区担当の推進委員にて現地調査を行いましたので、事務局からの報告を求めます。

それでは、番号1について説明いたします。

資料の5ページをお開きください。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

事業目的は、集出荷施設及びトラクター置場です。

現地調査の際にもご説明しましたとおり、申請地は、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

申請地は、 から南西へ820m行った農用地区域内農地で、東と南は畑、西は県道、北は市道に接しています。

事業計画者は、農業を営んでおり、事業の規模拡大を図るため、また申請地の近隣に経営農地が多いことから、自己所有の申請地に、集出荷施設やトラクター置場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地に与える影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

なお、本委員会で承認後、農政課にて用途区分変更が決定された場合は、農地法第4条の転用許可申請を行うこととなりますが、本日全員調査を行っていることから、再度全員調査を行うことなく、小委員会による調査及び報告にて審議できるよう、併せてご審議くださいますようお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま事務局による報告のとおりであります。

委員
議長

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の6ページをお開きください。

申請地は、 から南西へ500m行った農地で、東と北は公衆用道路、西は宅地、南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、申請地近隣にあるアパートの住民が駐車場不足と知り、需要が見込めることから、自己所有の申請地に駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、農業用倉庫です。

資料の7ページをお開きください。

申請地は、 から北東へ320m行った農地で、北は宅地、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、農業を営んでおり、自宅に隣接する自己所有の申請地に、農業用倉庫を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、一般住宅増築及び通路です。

資料の8ページをお開きください。

申請地は、[]から北東へ390m行った農地で、東は公衆用道路、西は宅地及び畑、南は市道及び畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、自宅が手狭であることから、自己所有の申請地に、住宅を増築及び住居への進入路を整備する計画です。

土地の形状については40cmほど盛土し、土留工事を行う予定であり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、農産物販売所及び駐車場です。

資料の9ページをお開きください。

申請地は、[]から南西へ約1km行った農用地区域内農地で、東は県道、西と南は畑、北は国道に接しています。

農地区分、許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、令和2年9月14日付で、農業用施設用地として用途区分変更がされていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

申請人は、農業を営んでおり、自己所有の申請地に、自ら生産した農産物や地元で生産された農産物等を販売するための店舗及び駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定であり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

議長

委員
議長

委員
議長

小委員長

す。

それでは議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてのうち、1番から3番までを議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、貸駐車場です。

資料の10ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北へ480m行った農地で、東は市道、西は山林、南は5条許可地、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は福祉施設を経営する法人の代表であり、申請地を取得し、自己が経営する福祉施設への貸駐車場として整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の11ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北西へ360m行った農地で、東は公衆用道路、西は雑種地、南は境内地、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当します。

議長

申請人は、自らが経営する温泉に近い申請地を取得し、来客用駐車場として整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。周囲に農地はなく、構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料はそのままで11ページになります。

申請地は、[REDACTED]から北西へ330m行った農地で、東は公衆用道路、西は宅地、南は雑種地、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当します。

申請人は、自宅敷地が手狭であることと、付近住民が駐車場で困っていることから、今回、自らが経営する店舗兼自宅に隣接する申請地を取得し、自家用及び地域の利用者用駐車場として整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。周囲に農地はなく、構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは議案第5号のうち、1番から3番についてご審議願います。

ご質疑、意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第5号のうち、1番から3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号のうち、1番から3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号のうち、4番を議題といたします。

これにつきましては、本日出席の農業委員と地区担当の推進委員にて現地調査を行いましたので、事務局からの報告を求めます。

事務局

引き続きまして、番号4番について事務局より説明いたします。

議長

委員
議長

委員
議長

資料の12ページをお開きください。

転用目的は、工事用通路です。

申請地は、XXXXXXXXXXから南へ710m行った農地で、東は保安林、西は市道及び畑、南は用悪水路、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、土木建築業を行う法人で、保安林内で行う海岸防災林造成の工事に伴い、現場に隣接する申請地を使用貸借し、保安林の一部を一体利用して、工事区域への進入路を整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。建築物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

なお、一時転用は3年以内の期間また、農地への復元を条件に許可するものですが、今回の海岸防災林造成工事は10年間の計画となっており、仮設道路も10年間必要となります。このような事情を県へ確認したところ、資料等で計画の根拠となる期間を確認することができれば、その期間での許可も考えられるとの確認が取れました。よって、10年間の一時転用とすることも可能と考えますが、今回の案件は、工事発注元の県と申請人との契約期間が令和3年3月末までとなっていることから、許可日から令和3年3月末日までの一時転用とし、10年間の工事計画を確認しておりますので、農地への復元の条件を付けない許可にしたいと考えます。

以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま事務局による報告のとおりであります。

それでは、議案第5号のうち4番についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第5号のうち、4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号のうち、4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号農地利用変更届を議題といたします。

小委員長

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、
現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

資料の3ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北東へ160m行った農地で、東は水路、西は宅地及び畑、南は宅地、北は田に接しています。

申請地は、大雨時に雨水が水路を超え流入し、耕作ができない状態にあることから、今回1.6mほど盛土を行い、隣接宅地と同程度の高さにし、利用しようとするものです。

以上報告のとおりですが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長による報告のとおりでございます。

それでは、議案第6号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

8番委員
事務局

下の田はそのまま残るのですか。

申請地以外は別の所有者ですので、盛土を行うのは申請地のみです。

8番委員
議長
委員
議長

隣の田も一緒にできれば良いと思ったので、聞いてみました。

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号農地利用変更届については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第7号農用地あっせん申出についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案書の89ページをお開きください。

議案第7号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。

今月は、売渡申出4件、貸付申出3件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下につきましては、お目通しください。

	また、見取り図・地籍図等につきましては、審議資料の１５ページ以降に掲載しています。 続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は９１ページになります。 今月は、借受申出２件でございます。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明） なお、１番と２番は■■■■■■■■■■在住ですが、来年３月に帰省し農業を始めるため農地を借りたいとのことです。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしく願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。 売渡・貸付から申し上げますので、議案書の８９ページをお開きください。 番号１は２７番委員と１番委員。 番号２は２７番委員と１８番委員と８番委員。 番号３は２７番委員と１８番委員。 番号４は３０番委員と１０番委員。 番号５は２３番委員と４番委員。 番号６は２１番委員と２番委員。 番号７は２２番委員と３番委員。 引き続き、買受・借受希望について申し上げます。 番号１は３１番委員と１１番委員。 番号２は３１番委員と１１番委員。 以上、事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。 なお、あっせんに関する資料は、あっせん委員に選出した農地利用最適化推進委員に配布しております。
議長	ただいま、事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
委員	（各委員了解あり）
議長	それでは、議案第７号は原案のとおり承認することとし、あっせん委

事務局

員は、事務局案のとおり決定いたします。

次に、議案第8号荒廃農地に係る非農地判断についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

議案第8号荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。

議案書は92ページから94ページになります。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果、議案書に記載の農地は森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、45筆24,931㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第8号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第8号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

ほかにございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

ほかになければ、その他に入ります。

事務局	その他について、事務局の説明を求めます。 それでは、その他についてご説明いたします。９５ページをご覧ください。 その他（議案書９５ページを参照して説明） １．一時使用届出について ２．１０月の行事報告 ３．１１月の行事予定等 ４．その他 （１）令和２年７月豪雨災害義援金について （２）いぶすき産業まつりにについて
議長	ほかにございませんか。
１３番委員	少し伺います。農地への雨水の流入について相談があった場合、相談先は耕地係でしょうか。農業委員会でしょうか。
事務局	ケースによって耕地係であったり、または営農の関係であったりといろいろあるかと思いますので、事務局にお知らせいただければ担当課にお繫します。
１３番委員	分かりました。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。
事務局	これをもちまして、第２８回指宿市農業委員会を閉会いたします。 全員ご起立願います。 一同礼。 （閉会 午後４時１０分） 指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄 議事録署名委員 ７番委員 議事録署名委員 ８番委員